

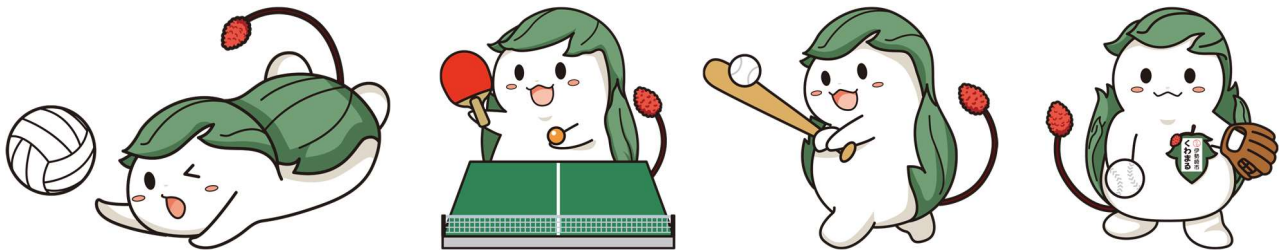
湯けむり国スポ・全スポぐんま

伊勢崎市実行委員会

設立総会・第1回総会

GUNMA 2029

湯けむり国スポ・全スポ 83rd JAPAN GAMES
28th National Sports Festival
for People with a Disability



日時 令和8年9月11日（金）午後6時30分～
場所 伊勢崎市役所東館5階 第1会議室

湯けむり国スポ・全スポぐんま伊勢崎市実行委員会 設立総会・第1回総会資料 目次

■設立総会

○ 次第

○ 説明事項

(1) 第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会

(湯けむり国スポ・全スポぐんま) の概要 P 1

(2) 伊勢崎市開催競技及び開催施設 P 4

(3) 大会開催に向けた準備経過 P

7

(4) 大会開催に向けたスケジュール P 11

○ 報告事項

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会

(湯けむり国スポ・全スポぐんま) 伊勢崎市実行委員会設立趣意書 P 12

○ 議事

・第1号議案

湯けむり国スポ・全スポぐんま

伊勢崎市実行委員会会則 (案) P 13

・第2号議案

湯けむり国スポ・全スポぐんま

伊勢崎市実行委員会委員名簿 (案) P 18

■第1回総会

○ 次第

○ 議事

・第1号議案

湯けむり国スポ・全スポぐんま

伊勢崎市開催基本方針 (案) P 22

・第2号議案

湯けむり国スポ・全スポぐんま

伊勢崎市実行委員会令和8年度事業計画 (案) P 23

・第3号議案

湯けむり国スポ・全スポぐんま

伊勢崎市実行委員会令和8年度収支予算 (案) P 24

・第4号議案

湯けむり国スポ・全スポぐんま

伊勢崎市実行委員会総会から常任委員会への委任事項 (案) P 25

○ 報告事項

湯けむり国スポ・全スポぐんま

伊勢崎市実行委員会事務局規程 P 26

設立総会

湯けむり国スポ・全スポぐんま伊勢崎市実行委員会設立総会 次第

日時 令和 8 年 9 月 1 1 日（金）

午後 6 時 3 0 分～

場所 伊勢崎市役所東館 5 階 第 1 会議室

1 開会

2 伊勢崎市実行委員会設立発起人紹介

3 伊勢崎市実行委員会設立発起人代表あいさつ

4 説明事項

- (1) 第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会
（湯けむり国スポ・全スポぐんま）の概要
- (2) 伊勢崎市開催競技及び開催施設
- (3) 大会開催に向けた準備経過
- (4) 大会開催に向けたスケジュール

5 報告事項

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会
（湯けむり国スポ・全スポぐんま）伊勢崎市実行委員会設立趣意書

6 議事

- ・ 第 1 号議案
湯けむり国スポ・全スポぐんま伊勢崎市実行委員会会則（案）
- ・ 第 2 号議案
湯けむり国スポ・全スポぐんま伊勢崎市実行委員会委員名簿（案）

7 閉会

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会
 (湯けむり国スポ・全スポぐんま)
 伊勢崎市実行委員会設立発起人名簿

(順不同・敬称略)

所 属	役 職	
伊勢崎市	市長	ひじ 臂 やす お 泰 雄
伊勢崎市議会	(前) 議長	おお 大 ぎ 木 ひかる 光
一般財団法人伊勢崎市スポーツ協会	会長	たけ 武 い 井 よし 義 お 夫
伊勢崎商工会議所 伊勢崎市観光物産協会	会頭 会長	こ 小 ばやし 林 まさ 正 ひろ 弘
群馬伊勢崎商工会	会長	おお 大 さわ 沢 けい 啓 いち 一
伊勢崎市	副市長	しも 下 じょう 城 けん 賢 じ 治
伊勢崎市	副市長	ふじ 藤 わら 原 みち 通 たか 孝
伊勢崎市教育委員会	教育長	み 三 よし 好 けん 賢 じ 治

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会 (湯けむり国スポ・全スポぐんま) の概要

国民スポーツ大会

1 目的

広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとすることを目的として行われる。

なお、本大会は、昭和21年に第1回大会を開催して以来、都道府県持ち回りで開催され、都道府県対抗で競技を実施する国内最大のスポーツの祭典である。

2 主催

公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、群馬県、会場地市町村、各種競技団体

3 開催時期、期間及び会期

開催時期	令和11年9月～10月
開催期間	11日間以内
会 期	開催3年前(令和8年度)までに公益財団法人日本スポーツ協会が開催県と協議して決定 令和11年10月6日(土)から10月16日(火)までの11日間

4 愛称・マスコットキャラクター

愛 称:「湯けむり国スポ・全スポぐんま」
マスコットキャラクター:ぐんまちゃん

5 実施予定競技

①正式競技

開催競技 37競技(毎年実施36競技、隔年実施1競技)

陸上競技	水泳	サッカー
テニス	ボート	ホッケー
ボクシング	バレーボール	体操
バスケットボール	レスリング	セーリング
ウエイトリフティング	ハンドボール	自転車
ソフトテニス	卓球	軟式野球
相撲	馬術(隔年実施競技)	フェンシング
柔道	ソフトボール	バドミントン
弓道	ライフル射撃	剣道
ラグビーフットボール	スポーツクライミング	カヌー
アーチェリー	空手道	銃剣道
クレール射撃	ボウリング	ゴルフ
トライアスロン		

※第82回大会(令和10年)～第85回大会(令和13年)では「なぎなた」と「馬術」が隔年で開催される

②特別競技

開催競技 1 競技

高等学校野球（硬式・軟式）

③公開競技

開催競技 8 競技

綱引	ゲートボール	武術太極拳
パワーリフティング	バウンドテニス	エアロビック
スポーツチャンバラ	ダンススポーツ	

④デモンストレーションスポーツ

ア 概要

国民スポーツ大会における正式競技、特別競技、公開競技以外の競技で、県民誰もが参加でき、生涯を通してスポーツに親しむきっかけ作りや交流の輪を広げること等を目的に行われる競技。

イ 開催競技

原則として開催都道府県体育・スポーツ協会加盟団体の競技であること。これ以外の競技を実施する場合は、開催地都道府県の特性を生かしたもの、あるいは開催地都道府県民のスポーツ推進のため重点的に実施されているもので、いずれも当該都道府県体育・スポーツ協会の推薦する競技であること。

6 その他

令和6年度に開催された第78回（佐賀県）大会以降、スポーツの価値を世界の人々と分かち合い、世界各国と協調していくことを期待し、スポーツ基本法が一部改正されたことに伴って、大会名称が「国民体育大会」から「国民スポーツ大会」に変更され、略称は「国スポ」という。

全国障害者スポーツ大会

1 目的

障害のある選手が、障害者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的としている。

2 主催

公益財団法人日本パラスポーツ協会、文部科学省、群馬県、会場地市町村、各種競技団体

3 開催時期、期間及び会期

開催時期	令和11年10月
開催期間	原則として国スポの直後 / 3日間
会 期	開催3年前（令和8年度）までに日本パラスポーツ協会が開催県と協議して決定

4 実施予定競技

【正式競技】14競技（個人 7 競技、団体 7 競技）

「個人 7 競技」

陸上競技（身体・知的）	水泳（身体・知的）
アーチェリー（身体）	卓球（身体・知的・精神）
フライングディスク（身体・知的）	ボッチャ（身体）
ボウリング（知的）	

「団体 7 競技」

バスケットボール（知的）	車椅子バスケットボール（身体）
ソフトボール（知的）	ブラインドベースボール（身体）
フットソフトボール（知的）	バレーボール（身体・知的・精神）
サッカー（知的）	

伊勢崎市開催競技及び開催施設

1 国民スポーツ大会

【正式競技】 4 競技

No.	競 技	種 別	開催施設
1	バレーボール	少年男女	アイオーしんきん伊勢崎アリーナ（市民体育館） 伊勢崎市第二市民体育館
2	卓球	全種別	アイオーしんきん伊勢崎アリーナ（市民体育館）
3	軟式野球	成年男子	伊勢崎ガスあずまスタジアム
4	ソフトボール	少年女子	伊勢崎市ソフトボール場 セブンナッツスタジアム（市野球場）

【公開競技】 1 競技

No.	競 技	種 別	開催施設
1	綱引	全種別	アイオーしんきん伊勢崎アリーナ（市民体育館）

【デモンストラレーションスポーツ】 2 競技

No.	競 技	種 別	開催施設
1	ブレイキン	全種別	アイオーしんきん伊勢崎アリーナ（市民体育館）
2	ビリヤード	全種別	カリフォルニアビリヤード

2 全国障害者スポーツ大会

【正式競技（団体）】 2 競技

No.	競技	区 分	開催施設
1	ブラインドベースボール	身体	伊勢崎市ソフトボール場 伊勢崎市ソフトボール場第二グラウンド
2	バレーボール	身体 知的 精神	伊勢崎市第二市民体育館（身体） アイオーしんきん伊勢崎アリーナ（市民体育館） （知的・精神）

【オープン競技】 2 競技

No.	競技	区 分	開催施設
1	スポーツウエルネス吹矢	身体 知的 精神	群馬県立ふれあいスポーツプラザ
2	車いすダンス	身体	群馬県立ふれあいスポーツプラザ

国スポ競技 会場地市町村配置

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会
**湯けむり国スポ・全スポ
 ぐんま2029**
83rd JAPAN GAMES
 28th National Sports Festival
 for People with a Disability

国スポ競技会場市町村・実施競技

正式 正式競技 特別 特別競技 公開 公開競技 デモ デモンストレーションスポーツ

榛東村
 正式 ライフル射撃 [CFP以外]
 デモ スマイルボウリング

高山村
 デモ 高山村軽スポーツラリー

中之条町
 デモ フットゴルフ

東吾妻町
 正式 カヌー [SL・WW]
 デモ カヌー教室

嬬恋村
 デモ 嬬恋村キャバツゲートボール大会

草津町
 デモ 草津町ノルディックウォーキング

長野原町
 正式 カヌー [スプリント]
 デモ スカイランニング (ステアクライミング)

下仁田町
 デモ 魅力いっぱい下仁田ウォークでリフレッシュ

富岡市
 正式 ハンドボール
 正式 軟式野球 (成男)
 正式 クレー射撃
 デモ 小学生ハンドボール

藤岡市
 正式 サッカー (成男・少女)
 正式 ウェイトリフティング
 デモ ウォーキングフットボール
 デモ 群馬県ガールズU-12 サッカー大会

安中市
 正式 ボクシング
 正式 アーチェリー
 デモ 少年サッカー

上野村
 デモ ノルディックウォーク

南牧村
 デモ にこにこグラウンドゴルフ大会

藤沢市 (神奈川県)
 正式 セーリング

みなかみ町
 正式 ホッケー
 デモ 3×3

昭和村
 デモ 9人制バレーボール (屋外)

渋川市
 正式 ソフトボール (成男)
 正式 ゴルフ (成男)
 正式 軟式野球 (成男)
 公開 パワーリフティング
 デモ マレットゴルフ

川場村
 デモ ふれあいグラウンドゴルフ大会

片品村
 デモ 片品村ウォークラリー大会

吉岡町
 正式 銃剣道
 デモ ジョイフル・スローピッチソフトボール

沼田市
 正式 フェンシング
 デモ スマートフェンシング

みどり市
 正式 バスケットボール (成女)
 正式 相撲
 デモ ボッチャ

太田市
 正式 ラグビーフットボール (少男)
 正式 バスケットボール (少男・少女)
 正式 ボウリング (少男・少女)
 正式 軟式野球 (成男)
 公開 ゲートボール
 公開 エアロビク
 デモ 少林寺拳法

館林市
 正式 ローイング
 正式 レスリング
 正式 軟式野球 (成男)
 デモ ウォーキング

伊勢崎市
 正式 ソフトボール (少女)
 正式 バレーボール (少男・少女)
 正式 軟式野球 (成男)
 正式 卓球
 公開 綱引
 デモ ビリヤード
 デモ TOP OF ROC (ブレイキン)

大泉町
 特別 高校野球 [軟式]
 デモ 大泉歴史ウォーキング

千代田町
 正式 バスケットボール (成男)
 デモ レガッタ

明和町
 デモ ヘルスバレーボール

板倉町
 デモ さくらウォーク

桐生市
 正式 ラグビーフットボール (成男・成女)
 正式 バドミントン
 特別 高校野球 [硬式]
 デモ ラージボール卓球
 デモ スポーツ鬼ごっこ

高崎市
 正式 テニス
 正式 体操 [体操競技・新体操]
 正式 軟式野球 (成男)
 正式 ボウリング (成男・成女)
 正式 ゴルフ (少男・成女)
 正式 空手道
 正式 ソフトボール (成女)
 正式 水泳 [OWS]
 正式 トライアスロン
 公開 バウンドテニス
 公開 ダンススポーツ
 公開 武術太極拳
 デモ ドッジボール
 デモ なぎなた

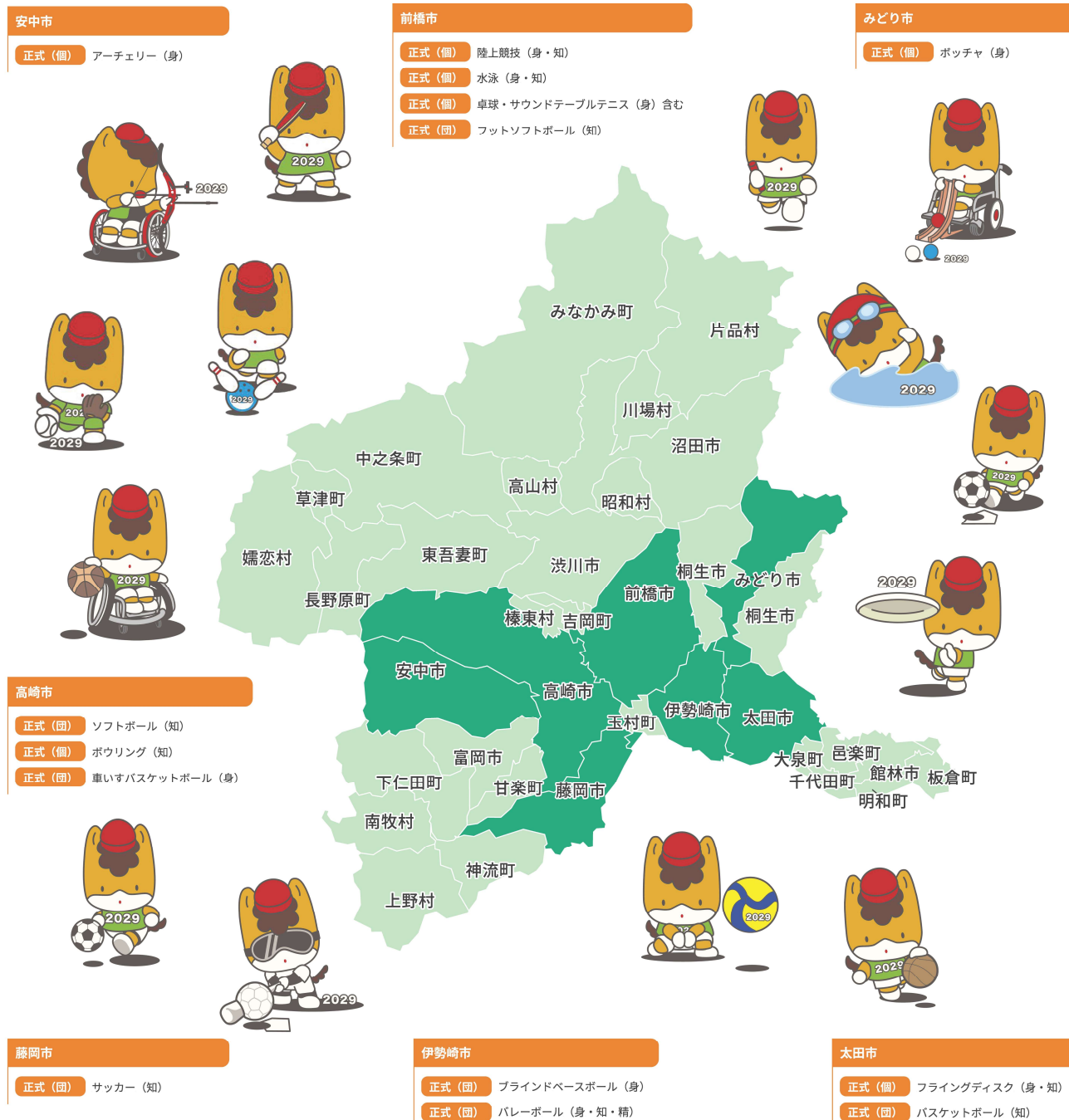
前橋市
 正式 陸上競技
 正式 水泳 [競泳等]
 正式 自転車 [トラック・ロード]
 正式 体操 [トランポリン]
 正式 柔道
 正式 弓道
 正式 サッカー (成男・少男・少女)
 正式 ライフル射撃 [CFP] (成男)
 正式 ソフトボール (少男)
 正式 ソフトテニス
 正式 剣道
 正式 馬術※隔年競技
 正式 スポーツクライミング [リード・ボルダー]
 正式 バレーボール [6人制] (成男・成女)
 正式 バレーボール [ビーチ] (少男・少女)
 公開 スポーツチャンバラ
 デモ ユニカール
 デモ フォークダンス

全スポ競技 会場地市町村配置

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会
 湯けむり国スポ・全スポ
 ぐんま2029
83rd JAPAN GAMES
 28th National Sports Festival
 for People with a Disability

全スポ競技会場市町村・実施競技

正式（個） 正式競技（個人競技） 正式（団） 正式競技（団体競技）



開催に向けた準備経過

※ 部分は市関係部分

年 度	月・日	内 容
H28	06. 29	(公財) 群馬県スポーツ協会が第83回国民体育大会招致要望書を知事、県議会議長及び県教育長に提出
	08 ～	県が全市町村を訪問し、本県における 2 巡目国体の開催について説明、協力を依頼
	01. 23	市長会、町村会をはじめ、県内外の多様な分野の方々による「群馬県国体検討懇話会」が、本県で国体を開催する意義や方向性等をまとめた報告書を知事に提出
	02. 20	群馬県議会の平成29年第1回定例会において、知事が第83回国民体育大会及び第28回全国障害者スポーツ大会を本県で開催する意向を表明
	03. 09	群馬県議会の平成29年第1回定例会において、「第83回国民体育大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
	03. 21	平成29年 3 月教育委員会会議定例会において、県教育委員会が第83回国民体育大会の招致を決定
H29	05. 24	知事、県教育長、(公財) 県スポーツ協会会長が、文部科学省(スポーツ庁)及び(公財) 日本体育協会に開催要望書を提出
	07. 18	(公財) 日本体育協会が群馬県を第83回国民体育大会の開催申請書提出県として了解(内々定)
	03. 20	群馬県準備委員会「設立総会、第 1 回総会、第 1 回常任委員会」開催
H30	08. 07	群馬県準備委員会 「第 1 回総務企画専門委員会、第 1 回施設整備専門委員会」開催
	08. 09	平成30年度市町村連絡会議 及び 平成30年度競技団体連絡会議を開催
	08～10	市町村競技会開催意向調査 及び 競技団体競技会意向調査を実施
	10～12	第83回国民体育大会会場地市町村選定に係るヒアリングを実施
	03. 19	群馬県準備委員会「第 2 回施設整備専門委員会」開催
	03. 25	群馬県準備委員会「第 2 回総務企画専門委員会」開催
R01	03. 04	群馬県準備委員会 「第 3 回総務企画専門委員会、第 3 回施設整備専門委員会」開催
	03. 19	群馬県準備委員会「第 2 回総会」開催(書面表決)
R02	04. 01	準備委員会の名称を「第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会群馬県準備室」に改称
	10. 08	鹿児島国体の開催延期により、群馬県での開催時期の変更(令和10年から令和11年)
	10. 21	群馬県準備委員会「第 4 回総務企画専門委員会」開催
	11. 04	群馬県準備委員会「第 2 回常任委員会」開催
	11. 04	「正式競技」会場地市町村【第 1 次選定】・・・1 競技 ・ソフトボール 少年女子

R02	11. 11	令和 2 年度市町村連絡会議 及び 令和 2 年度競技団体連絡会議を開催
	12. 22	群馬県準備委員会「第 3 回総会」開催（書面表決）
R03	01. 18	群馬県準備委員会 「第 5 回総務企画専門委員会、第 1 回広報・県民運動専門委員会」開催
	02. 04	群馬県準備委員会「第 3 回常任委員会」開催（書面表決）
	02. 04	「正式競技」会場地市町村【第 2 次選定】・・・2 競技 ・卓球 全種別 ・バレーボール 少年男女
	02. 09	令和 3 年度市町村連絡会議 及び 令和 3 年度競技団体連絡会議を開催
	03. 09	群馬県準備委員会「第 4 回総会」開催（書面表決）
R04	06. 21	スポーツ庁へ要望書を提出
	08. 03	群馬県準備委員会「第 5 回総会」開催（書面表決）
	08. 31	群馬県準備委員会 「第 6 回総務企画専門委員会、第 4 回施設・競技専門委員会」開催 （書面表決）
	10. 13	群馬県準備委員会「第 4 回常任委員会」開催（書面表決）
	10. 14	令和 4 年度市町村連絡会議 及び 令和 4 年度競技団体連絡会議を開催
	10. 25	群馬県準備委員会 「第 2 回広報・県民運動専門委員会」開催（書面表決）
	11. 01～ 12. 04	第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会の愛称募集
	12. 21	「市町村・競技団体説明会」開催
	01. 23	群馬県準備委員会 「第 3 回広報・県民運動専門委員会」開催（書面表決）
	03. 06	群馬県準備委員会「第 5 回施設・競技専門委員会」開催
	03. 06	群馬県準備委員会「第 7 回総務企画専門委員会」開催
	03. 06	群馬県準備委員会「第 4 回広報・県民運動専門委員会」開催
	03. 22	群馬県準備委員会「第 5 回常任委員会」開催
	03. 22	「正式競技」会場地市町村【第 4 次選定】・・・1 競技 ・軟式野球 成年男子
	03. 22	大会の愛称「湯けむり国スポ・全スポぐんま」発表
	03. 23	令和 4 年度市町村連絡会議 及び 令和 4 年度競技団体連絡会議を開催
R05	07. 17	（公財）日本スポーツ協会第 3 回理事会において、「第83回国民スポーツ大会」の群馬県開催が内定（国民スポーツ大会内定に伴い、第28回全国障害者スポーツ大会の群馬県開催が併せて内定）
	07. 19	群馬県準備委員会「第 6 回総会」開催（書面表決）
	08. 30	「令和 5 年度（第 6 回）市町村連絡会議」開催
	09. 29	群馬県準備委員会「第 6 回施設・競技専門委員会」開催（書面表決）

R05	11.09	中央競技団体による正規視察 卓球・・・アイオーしんきん伊勢崎アリーナ（市民体育館）
	11.17	中央競技団体による正規視察 ソフトボール・・・セブンナッツスタジアム（市野球場） 伊勢崎市ソフトボール場
	11.20	中央競技団体による正規視察 軟式野球・・・伊勢崎ガスあずまスタジアム
	12.22	中央競技団体による正規視察 バレーボール・・・アイオーしんきん伊勢崎アリーナ（市民体育館） 伊勢崎市第二市民体育館
	01.12	群馬県準備委員会「第5回広報・県民運動専門委員会」開催（書面表決）
	01.19	群馬県準備委員会「第8回総務企画専門委員会」開催（書面表決）
	01.31	群馬県準備委員会「第6回常任委員会」開催（書面表決）
	01.31	「公開競技」会場地市町村【第1次選定】・・・1競技 ・綱引
	02.14	群馬県準備委員会「第1回宿泊専門委員会」開催
	02.15	群馬県準備委員会「第1回輸送・交通専門委員会」開催
	03.07	群馬県準備委員会「第9回総務企画専門委員会」開催
	03.07	群馬県準備委員会「第6回広報・県民運動専門委員会」開催
	03.07	群馬県準備委員会「第7回施設・競技専門委員会」開催
	03.11	令和5年度市町村連絡会議 及び 令和5年度競技団体連絡会議を開催
	03.22	群馬県準備委員会「第7回常任委員会」開催
	03.22	全スポ 会場地市町村【第3次選定】・・・2競技 ・ブラインドベースボール（身体） ・バレーボール（身体・知的・精神）
	03.22	群馬県準備委員会「第7回常任委員会」開催
R06	03.22	「デモスポ」会場地市町村【第1次選定】・・・1競技 ・ブレイキン
	07.17	（公財）日本スポーツ協会第3回理事会において、「第83回国民スポーツ大会」の群馬県開催が内定。
	08.02	群馬県準備委員会「第6回総会」開催（書面表決）
	08.21	群馬県準備委員会「第8回施設・競技専門委員会」開催
	08.22	群馬県準備委員会「第7回広報・県民運動専門委員会」開催
	08.22	群馬県準備委員会「第10回総務企画専門委員会」開催
	08.30	群馬県準備委員会「第8回常任委員会」開催
	08.30	「デモスポ」会場地市町村【第2次選定】・・・1競技 ・ビリヤード
	09.09	第8回競技団体連絡会議（事務連絡）開催

R06	10.07～ 10.08	先催県「SAGA2024第78回国民スポーツ大会」視察 佐賀県 ・ 7日（月）卓球 会場：基山町「基山総合体育館」 ・ 8日（火）バレーボール・卓球 会場：鳥栖市「サロンパスアリーナ」 基山町「基山総合体育館」
	02.06	群馬県準備委員会「第1回警備・消防専門委員会」開催
	02.06	群馬県準備委員会「第1回医事・衛生専門委員会」開催
	02.10	群馬県準備委員会「第11回総務企画専門委員会」開催
	02.10	群馬県準備委員会「第9回施設・競技専門委員会」開催
	02.10	群馬県準備委員会「第1回式典専門委員会」開催
	03.03	群馬県準備委員会「第9回常任委員会」開催
R07	04.01	令和7年4月の伊勢崎市機構改正に伴い、健康推進部スポーツ振興課内に「国民スポーツ大会準備室」を新設
	09.29～ 09.30	先催県「SHIGA2025第79回国民スポーツ大会」視察 滋賀県 ・ 29日（月）ソフトボール・バレーボール 会場：草津市「草津市野村運動公園グラウンド」・草津市立総合体育館 ・ 30日（火）バレーボール・ソフトボール・卓球 会場：守山市「守山市民体育館・守山市民運動公園ソフトボール場・守山市民球場」 野洲市「野洲市総合体育館」
	03.27	第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会伊勢崎市実行委員会「設立発起人会」を開催
R08	05.25	全スポ「オープン競技」会場地市町村【第1次選定】・・・2競技 ・ スポーツウエルネス吹矢（身体・知的・精神） ・ 車いすダンス（身体）
	07.15	公益財団法人日本スポーツ協会の理事会で第83回国民スポーツ大会の会期及び第28回全国障害者スポーツ大会の開催が正式に決定
	08.24	群馬県準備委員会「第9回総会」、湯けむり国スポ・全スポぐんま実行委員会「第1回総会」開催
	09.11	湯けむり国スポ・全スポぐんま伊勢崎市実行委員会「設立総会」、「第1回総会」開催

※「第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会群馬県準備委員会」を「群馬県準備委員会」と表記。

開催に向けたスケジュール

年度		主要日程	伊勢崎市
6年前	令和5年 (2023年)	中央競技団体視察	
5年前	令和6年 (2024年)	開催内定	
4年前	令和7年 (2025年)		国民スポーツ大会準備室設置 (スポーツ振興課内)
			設立発起人会
3年前	令和8年 (2026年)	開催(会期)決定 (群馬県)準備委員会から 実行委員会へ移行	実行委員会設置
2年前	令和9年 (2027年)		○総会 ○常任委員会
1年前	令和10年 (2028年)	リハーサル大会開催	
開催年	令和11年 (2029年)	湯けむり国スポ・全スポぐんま 本大会開催	実行委員会解散

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会 (湯けむり国スポ・全スポぐんま) 伊勢崎市実行委員会設立趣意書

国民スポーツ大会は、昭和21年の第1回大会以来、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、合わせて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的として開催されてきました。

1983年（昭和58年）に本県で開催された第38回国民体育大会（あかぎ国体）及び第19回全国身体障害者スポーツ大会（愛のあかぎ大会）においては、本市はソフトボール、バレーボール競技を運営しました。また、その成功は市民スポーツの振興や障害者スポーツの普及にも寄与し、市政発展の原動力となりました。

令和11年に46年ぶりに群馬県で開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会（湯けむり国スポ・全スポぐんま2029）では、伊勢崎市においても、バレーボール、卓球、軟式野球及びソフトボールの4競技の開催が内定しています。

本大会は「1市民1スポーツ」を掲げる本市にとって、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことで全ての人々がスポーツに関わりその価値を高めていき、本大会が健康増進のみならず、世代や地域間の交流、地域社会の発展に大きく寄与するものと期待しております。

このような意義ある大会を成功に導き、大会後のレガシーを未来につないでいくため、市民・各種関係団体・行政からなる「第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会伊勢崎市実行委員会」を設立し、伊勢崎市民の総力を結集して所期の目的を達成しようとするものであります。

令和8年3月27日

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会
伊勢崎市実行委員会設立発起人

伊勢崎市長	臂 泰雄
伊勢崎市議会議長	大木 光
一般財団法人伊勢崎市スポーツ協会会長	武井 義夫
伊勢崎商工会議所会頭・伊勢崎市観光物産協会会長	小林 正弘
群馬伊勢崎商工会会長	大沢 啓一
伊勢崎市副市長	下城 賢治
伊勢崎市副市長	藤原 通孝
伊勢崎市教育委員会教育長	三好 賢治

湯けむり国スポ・全スポぐんま伊勢崎市実行委員会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、湯けむり国スポ・全スポぐんま伊勢崎市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会において、伊勢崎市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

（所掌事項）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催及び運営に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備に係る経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

（組織）

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 伊勢崎市を代表する者
- (2) 伊勢崎市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

（役員）

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 30名以内
- (4) 監事 2名

（役員の改選）

第6条 会長は、伊勢崎市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

（役員の職務）

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問および参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名する者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて監事、顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し、書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充て、副委員長は、副会長をもって充てる。
- 3 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 4 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはあらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。
- 6 常任委員会は、次に掲げる事項について協議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (3) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 7 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会において準用する。
- 8 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した事項を次の総会に報告するものとする。

(書面議決)

第13条 書面による議決は、次に掲げる方法により実施する。

- (1) 会長は、返信期限を定めて、議案書、書面表決書及びその他資料等を委員に送付する。
- (2) 委員は、議案について賛否を記載した書面表決書を会長に提出することによって、議案に関する議決権を行使する。
- (3) 委員は、議決権を行使するに当たり、議案の内容について質疑等を行うことができる。
- (4) 会長は、委員から質疑等があった場合、書面表決書の返信期限の前に、全ての委員に対して質疑等及び回答内容を報告しなければならない。
- (5) 書面議決による委員会は、期限内に委員の過半数から書面表決書の返信があった場合、有効に成立したものと認める。
- (6) 書面表決書は、委員の署名または記名がないものは無効とする。
- (7) 議案は、書面による表決に参加した委員の過半数をもって表決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務及び会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、伊勢崎市に帰属するものとする。

第8章 補則

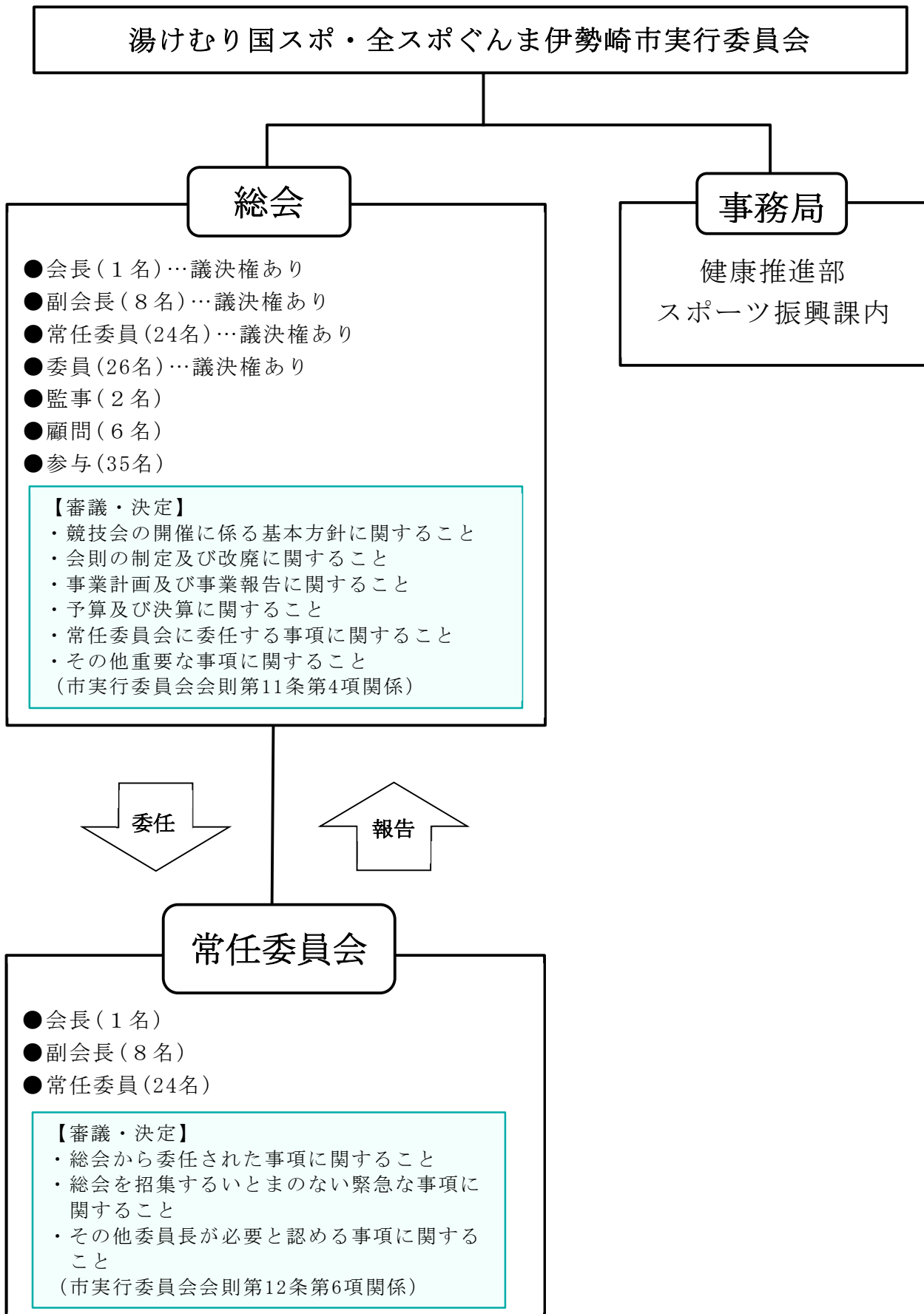
(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この会則は、令和8年9月11日から施行する。

湯けむり国スポ・全スポぐんま伊勢崎市実行委員会 組織図（案）



湯けむり国スポ・全スポぐんま
伊勢崎市実行委員会委員名簿(案)

会長 1名

(順不同・敬称略)

No.	区分	所属機関	役職	氏名
1	市関係	伊勢崎市	市長	臂 泰雄

副会長 8名

No.	区分	所属機関	役職	氏名
1	市議会関係	伊勢崎市議会	議長	藤生 浩二
2	スポーツ関係	一般財団法人伊勢崎市スポーツ協会	会長	武井 義夫
3	産業・経済・観光関係	伊勢崎商工会議所	会頭	小林 正弘
4	産業・経済・観光関係	伊勢崎市観光物産協会	会長	小林 正弘
5	産業・経済・観光関係	群馬伊勢崎商工会	会長	大沢 啓一
6	市関係	伊勢崎市	副市長	下城 賢治
7	市関係	伊勢崎市	副市長	藤原 通孝
8	市関係	伊勢崎市教育委員会	教育長	三好 賢治

常任委員 24名

No.	区分	所属機関・団体	役職	氏名
1	スポーツ関係	伊勢崎市スポーツ推進審議会	会長	菅谷 美沙都
2	スポーツ関係	伊勢崎市スポーツ推進委員会	会長	中野 健次
3	スポーツ関係	伊勢崎市スポーツ少年団	本部長	井野 貴文
4	スポーツ関係	伊勢崎市小学校体育研究会	会長	小林 秀樹
5	スポーツ関係	伊勢崎市佐波郡中学校体育連盟	会長	橋 憲市
6	宿泊関係	伊勢崎市旅館ホテル組合	組合長	神崎 大輔
7	競技団体関係	群馬県バレーボール協会	会長	鈴木 信弘
8	競技団体関係	一般社団法人群馬県卓球協会	会長	茂木 暁至
9	競技団体関係	群馬県野球連盟	会長	樋口 半司
10	競技団体関係	一般社団法人群馬県ソフトボール協会	会長	星名 建市
11	競技団体関係	特定非営利活動法人群馬県綱引連盟	理事	高橋 正男
12	競技団体関係	群馬ブレイクダンス連盟	会長	田所 孝則
13	競技団体関係	群馬県ビリヤード協会	会長	金沢 春彦
14	競技団体関係	群馬県ソフトバレーボール協会	会長	青木 正幸
15	競技団体関係	公益社団法人群馬県視覚障害者福祉協会	会長	茂木 勤
16	教育・学校関係	伊勢崎市小学校校長会	会長	田部井 由美子
17	教育・学校関係	伊勢崎市中学校校長会	会長	三木 俊幸
18	教育・学校関係	伊勢崎・佐波地区高等学校等校長会	会長	飯嶋 幸
19	県関係	群馬県県土整備部伊勢崎土木事務所	所長	奥山 和彦
20	県関係	伊勢崎警察署	署長	星野 健二
21	輸送・交通関係	一般社団法人群馬県バス協会	会長	佐藤 俊也

No.	区分	所属機関・団体	役職	氏名
22	輸送・交通関係	群馬県タクシー協議会伊勢崎地区	会長	新井 良和
23	医療・福祉関係	一般社団法人伊勢崎佐波医師会	会長	羽鳥 則夫
24	市関係	伊勢崎市	健康推進部長	中野 厚

委員 26名

No.	区分	所属機関・団体	役職	氏名
1	行政団体関係	伊勢崎市区長会	会長	松村 輝雄
2	衛生関係	伊勢崎佐波食品衛生協会	会長	小倉 次男
3	市議会関係	伊勢崎市議会	副議長	馬庭 充裕
4	市議会関係	伊勢崎市議会経済市民委員会	委員長	椎名 三生
5	市議会関係	伊勢崎市議会経済市民委員会	副委員長	野田 剛志
6	競技団体関係	伊勢崎市バレーボール協会	会長	武井 義夫
7	競技団体関係	伊勢崎市卓球協会	会長	橋詰 毅
8	競技団体関係	群馬県野球連盟伊勢崎支部	会長	齋藤 英一
9	競技団体関係	伊勢崎市ソフトボール協会	会長	野田 文雄
10	競技団体関係	伊勢崎市綱引協会	会長	菊池 広文
11	教育・学校関係	伊勢崎市PTA連合会	会長	諏佐 浩一
12	教育・学校関係	伊勢崎市私立保育園会	会長	関根 仁
13	教育・学校関係	伊勢崎佐波私立幼稚園協会	会長	柳澤 慶仁
14	輸送・交通関係	東日本旅客鉄道株式会社 群馬事業本部	執行役員 群馬事業本部長	樋口 達夫
15	輸送・交通関係	東武鉄道株式会社 伊勢崎駅	駅長	石関 泰男
16	医療・福祉関係	社会福祉法人伊勢崎市社会福祉協議会	会長	町田 浩也
17	医療・福祉関係	一般社団法人伊勢崎歯科医師会	会長	岡部 敏行
18	医療・福祉関係	伊勢崎市薬剤師会	会長	星野 哲也
19	医療・福祉関係	公益社団法人群馬県看護協会伊勢崎支部	支部長	豊岡 富佐子
20	医療・福祉関係	伊勢崎市聴覚障害者福祉協会	会長	三澤 智恵美
21	医療・福祉関係	伊勢崎市手をつなぐ育成会	会長	橋本 公章
22	医療・福祉関係	伊勢崎市身体障害者福祉団体連合会	会長	飯島 邦敏
23	市民団体・各種団体	伊勢崎市文化協会	会長	新井 哲郎
24	市民団体・各種団体	伊勢崎市国際交流協会	会長	小林 正弘
25	市民団体・各種団体	公益社団法人伊勢崎青年会議所	理事長	正田 太規
26	産業・経済関係	佐波伊勢崎農業協同組合	代表理事組合長	重田 茂

監事 2名

No.	区分	所属機関・団体	役職	氏名
1	市関係	伊勢崎市監査委員事務局	事務局長	大森 正彦
2	市関係	伊勢崎市会計管理者	会計管理者	山本 雄一

顧問 6名

No.	区分	所属機関・団体	役職	氏名
1	国会議員関係	衆議院	議員	井野 俊郎
2	県議会議員関係	群馬県議会	議員	井下 泰伸
3	県議会議員関係	群馬県議会	議員	大和 勲
4	県議会議員関係	群馬県議会	議員	加賀谷 富士子
5	県議会議員関係	群馬県議会	議員	斉藤 優
6	県議会議員関係	群馬県議会	議員	須永 聡

参与 35名

No.	区分	所属機関・団体	役職	氏名
1	市議会関係	伊勢崎市議会	議員	長谷田 公子
2	市議会関係	伊勢崎市議会	議員	内田 彰
3	市議会関係	伊勢崎市議会	議員	堀地 和子
4	市議会関係	伊勢崎市議会	議員	伊藤 純子
5	市議会関係	伊勢崎市議会	議員	吉山 勇
6	市議会関係	伊勢崎市議会	議員	新藤 靖
7	市議会関係	伊勢崎市議会	議員	長沼 宏泰
8	市議会関係	伊勢崎市議会	議員	山越 清彦
9	市議会関係	伊勢崎市議会	議員	大木 光
10	市議会関係	伊勢崎市議会	議員	小暮 笑鯉子
11	市議会関係	伊勢崎市議会	議員	田部井 美晴
12	市議会関係	伊勢崎市議会	議員	佐藤 智則
13	市議会関係	伊勢崎市議会	議員	高橋 宜隆
14	市議会関係	伊勢崎市議会	議員	栗原 真耶
15	市議会関係	伊勢崎市議会	議員	飯島 学
16	市議会関係	伊勢崎市議会	議員	定方 宏允
17	市議会関係	伊勢崎市議会	議員	柳 敦志
18	市議会関係	伊勢崎市議会	議員	高橋 利昌
19	市議会関係	伊勢崎市議会	議員	須藤 博通
20	市議会関係	伊勢崎市議会	議員	南雲 秀幸
21	市議会関係	伊勢崎市議会	議員	齋藤 修一
22	市議会関係	伊勢崎市議会	議員	田島 宏樹
23	市議会関係	伊勢崎市議会	議員	知野 未咲
24	市議会関係	伊勢崎市議会	議員	高橋 直之
25	市議会関係	伊勢崎市議会	議員	宮平 夏美
26	市議会関係	伊勢崎市議会	議員	宮田 竜成
27	報道関係	株式会社上毛新聞社 編集局報道本部地方部伊勢崎支局	支局長	関口 健太郎
28	報道関係	朝日新聞社 前橋総局	局長	星井 麻紀

No.	区分	所属機関・団体	役職	氏名
29	報道関係	毎日新聞社 前橋支局	支局長	上鶴瀬 浄
30	報道関係	読売新聞東京本社 前橋支局	支局長	大野 展誠
31	報道関係	産経新聞社前橋支局	支局長	佐藤 克史
32	報道関係	東京新聞前橋支局	支局長	秦 淳哉
33	報道関係	日本放送協会 前橋放送局	局長	國廣 明美
34	報道関係	群馬テレビ株式会社	代表取締役社長	堀越 正史
35	報道関係	いせさきFM放送株式会社	代表取締役社長	高橋 忠文

会 長	1 名
副 会 長	8 名
常任委員	2 4 名
委 員	2 6 名
監 事	2 名
顧 問	6 名
参 与	3 5 名

計	1 0 2 名
---	---------

第 1 回総会

湯けむり国スポ・全スポぐんま伊勢崎市実行委員会 第1回総会 次第

日時 令和8年9月11日（金）

設立総会終了後

場所 伊勢崎市役所東館5階 第1会議室

1 開会

2 議長選出

3 議事

・第1号議案

湯けむり国スポ・全スポぐんま
伊勢崎市開催基本方針（案）

・第2号議案

湯けむり国スポ・全スポぐんま伊勢崎市実行委員会
令和8年度事業計画（案）

・第3号議案

湯けむり国スポ・全スポぐんま伊勢崎市実行委員会
令和8年度収支予算（案）

・第4号議案

湯けむり国スポ・全スポぐんま伊勢崎市実行委員会
総会から常任委員会への委任事項（案）

4 報告事項

湯けむり国スポ・全スポぐんま伊勢崎市実行委員会
事務局規程

5 その他

6 閉会

湯けむり国スポ・全スポぐんま 伊勢崎市開催基本方針（案）

1 基本方針

令和11年に開催される第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会（愛称：湯けむり国スポ・全スポぐんま）は、スポーツの普及と振興を図るとともに、市政の発展や地域の活性化につながる重要な大会です。

本市では市民・関係団体・行政が一体となり、市民総参加による大会として本市の多彩な魅力を全国に発信していくとともに、大会に関わる全ての方々が笑顔と活力あふれる大会を目指します。また、本大会を契機として、市民一人ひとりが自分らしいスポーツの形を確立し、生涯にわたってスポーツを楽しむきっかけを創出するとともに、「1市民1スポーツ」の推進につなげます。

開催にあたっては、既存施設や地域資源を最大限に活用した効率的でコンパクトな大会運営を基本とし、計画的な施設整備と大会後を見据えた持続的なスポーツ環境の充実を図ることで、未来を担う子どもたちの夢や希望につながる『えがお咲く未来へ 持続可能な共生都市 いせさき』の実現を目指します。

2 実施目標

(1) 市民協働・総参加の「オールいせさき」でつくる大会

情報発信や啓発活動を通じて市民の参加意識を高め、年齢や性別、国籍や障害の有無にかかわらず、誰もがスポーツを「する・みる・ささえる」立場で主体的に参加できる大会を目指します。

(2) 生涯スポーツの推進に結びつく大会

大会を訪れた方々がスポーツに触れることの楽しさや喜びを通して、スポーツの価値を実感できる機会を創出することで、「1市民1スポーツ」を推進し、あらゆる世代が生涯にわたりスポーツに親しむきっかけとなる大会を目指します。

(3) 伊勢崎市の魅力を全国に発信し、地域活性化を推進する大会

大会を通じて本市の地域資源や文化、歴史などの多彩な魅力を全国へ発信するとともに、本市を訪れる参加者や大会関係者、観戦者の皆様を心のこもったおもてなしで温かく迎え、交流の輪を広げることで「また来たい」という思いを抱いていただき、市政の発展や地域の活性化に寄与する大会とします。

(4) 未来へつながるスポーツ環境の充実

競技施設の計画的な整備・改修を進め、安全で利用しやすい持続可能なスポーツ環境を整えることで、未来を担う子どもたちの夢や希望につながる大会を目指します。

湯けむり国スポ・全スポぐんま伊勢崎市実行委員会
令和8年度事業計画（案）

1 会議の開催

- (1) 総会
- (2) 常任委員会

2 開催準備業務の推進

- (1) 各種基本計画の策定及び要項の作成
- (2) 群馬県からの各種調査への対応
- (3) その他競技会の開催準備に係る事項の推進

3 競技機関及び競技団体との連絡調整

- (1) 群馬県実行委員会との連絡調整
- (2) 競技団体及び共催市町村等との連絡調整

4 先催地の開催準備に係る調査・研究

- (1) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポの視察・研究
- (2) 先催地準備状況の情報収集等

湯けむり国スポ・全スポぐんま伊勢崎市実行委員会
令和8年度収支予算（案）

収入の部

(単位 円)

科 目	予算額	備 考
市負担金	800,000	伊勢崎市負担金
合 計	800,000	

支出の部

(単位 円)

科 目	予算額	備 考
総務費	180,000	
会議費	30,000	総会等開催準備経費
事務局費	150,000	消耗品費、郵便料等
開催準備費	620,000	
調査研究費	200,000	先進地視察等
広報・市民運動推進費	420,000	広報啓発物品作成費等
合 計	800,000	

湯けむり国スポ・全スポぐんま伊勢崎市実行委員会
総会から常任委員会への委任事項（案）

湯けむり国スポ・全スポぐんま伊勢崎市実行委員会会則第11条第4項第5号に基づく
総会から常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の推進総合計画の策定及び進行管理に関すること
- 2 総務、企画、広報、市民協働、歓迎、おもてなし、財務に関すること
- 3 競技会場、競技運営、式典に関すること
- 4 宿泊、観光、医事、衛生に関すること
- 5 輸送、交通、駐車場、警備、消防防災に関すること
- 6 その他会務に必要な事項に関すること

湯けむり国スポ・全スポぐんま伊勢崎市実行委員会事務局規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、湯けむり国スポ・全スポぐんま伊勢崎市実行委員会会則（以下「会則」という。）第15条第2項の規定に基づき、湯けむり国スポ・全スポぐんま伊勢崎市実行委員会（以下「実行委員会」という。）の事務局の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 事務局

(設置)

第2条 事務局は、伊勢崎市健康推進部スポーツ振興課に置く。

(所掌事務)

第3条 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 実行委員会の組織、人事、服務等に関すること。
- (2) 会議の開催運営に関すること。
- (3) 実行委員会の事業計画及び事業報告に関すること。
- (4) 実行委員会の予算および決算に関すること。
- (5) その他実行委員会の運営に関し必要な事項に関すること。

(職員)

第4条 事務局に別表第1の左欄に掲げる職員を置き、同表の右欄に掲げる伊勢崎市職員をもって充てる。

- 2 前項に定める職員のほか、必要に応じて事務局に会計年度任用職員等を置くことができる。
- 3 前2項の職員（以下「職員」という。）は、実行委員会会長（以下「会長」という。）が任免する。

(職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括し、職員を指揮監督する。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、または事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 事務局職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(服務)

第6条 職員の服務については、伊勢崎市職員服務規程（平成17年1月1日訓令甲第18号）の例による。

第3章 決裁

(決裁事項)

第7条 会長の決裁事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会及び常任委員会の招集に関すること
- (2) 総会及び常任委員会に付すべき事項に関すること
- (3) 実行委員会の委員及び役員等（以下「委員等」という。）の委嘱等に関すること
- (4) 実行委員会の規程等の制定改廃に関すること
- (5) その他特に重要であると認められる事項に関すること

(専決事項)

第8条 事務局長及び事務局次長の専決事項は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に重要と認められる事項については、別に定める。

3 前2項の規定にかかわらず、特に異例と認められる事項については、あらかじめ会長の指示を受けなければならない。

(代決)

第9条 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名した副会長が代決する。

2 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

3 事務局次長が不在のときは、事務局次長があらかじめ指名する職員がその事務を代決する。

第4章 文書

(記号及び番号)

第10条 文書には、記号及び番号を付するものとする。ただし、簡易な文書については、これを省略することができる。

2 文書の記号は、「国ス伊実」とする。

3 文書の番号は、会計年度ごとの一連番号とする。

(文書の保存)

第11条 完結した文書は、事務局において編集し、保存しなければならない。

2 会則第19条の規定により実行委員会が解散したときは、保存する文書を伊勢崎市へ引き継ぐものとする。

(準用)

第12条 この章に定めるもののほか、文書の取扱いについては、伊勢崎市文書管理規程（平成17年1月1日伊勢崎市訓令甲第11号）の例による。

第5章 公印

(公印)

第13条 事務局が使用する公印の種類は、別表第3のとおりとする。

2 前項の公印は、事務局次長が管理する。

3 前2項に定めるもののほか、公印の取り扱いについては、伊勢崎市公印規程（平成17年1月1日伊勢崎市訓令甲第14号）の例による。

第6章 財務

(旅費)

第14条 職員がその職務のために旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の規定による旅費の支給については、伊勢崎市一般職の職員の旅費に関する条例（平成17年1月1日条例第47号）及び伊勢崎市旅費取扱規程（平成17年1月1日訓令甲第24号）の例による。

3 前2項の規定にかかわらず、緊急の場合またはその例により難しいものについては、事務局長が別に定めるところによることができる。

(費用弁償)

第15条 委員等が会務のために旅行したときは、費用弁償として旅費を支給することができる。この場合において、費用弁償の支給については、伊勢崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年1月1日条例第41号）の例による。ただし、実行委員会の会議の出席に要する経費については、支給の対象としない。

(予算)

第16条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき予算を変更する場合は、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

(決算)

第17条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調整し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会則第17条の規定により監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

(出納員)

第18条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局次長をもって充てる。

(金融機関の指定)

第19条 現金の出納は、事務局長が指定する金融機関を通じて行うものとする。

(準用)

第20条 この章に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項は、伊勢崎市財務規則（平成17年1月1日規則第43号）及び伊勢崎市契約規則（令和5年12月27日規則第62号）等に準じた処理を行うものとする。

第7章 補則

(委任)

第21条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長の承認を得て事務局長が別に定める。

付 則

この規程は、令和8年9月11日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

事務局長	伊勢崎市健康推進部長
事務局次長	伊勢崎市健康推進部副部長 伊勢崎市健康推進部スポーツ振興課長
事務局職員	伊勢崎市健康推進部スポーツ振興課国民スポーツ大会 準備室職員

別表第 2（第 8 条関係）

事項	事務局長専決	事務局次長専決
1 申請、届出、通知、照会、 回答、報告に關すること。	重要なもの	輕易なもの
2 會計年度任用職員等の任免 手續きに關すること。	○	
3 職員の事務の分担に關する こと。		○
4 會計年度任用職員等の服務 に關すること。		○
5 旅行の命令に關すること。	実行委員會の委員等及 び事務局次長	事務局職員、會計年度 任用職員等
6 予算の執行に關すること。	500万円を超えるもの	500万円以下のもの
7 予算の流用に關すること。	科目の流用	費目の流用
8 その他予算の執行に關する こと。	前各号に掲げるものの ほか、これらに類する ものと認められる事項 に關するもの	前各号に掲げるものの ほか、これらに類する ものと認められる事項 に關するもの

別表第 3（第 13 条関係）

公印の種類	形状	寸法	書体	用途
湯けむり国スポ・全ス ポぐんま伊勢崎市実行 委員會會長之印	正方形	24ミリ メートル	てん書体	會長名をもつ てする文書

GUNMA 2029

湯けむり国スポ・全スポ 83rd JAPAN GAMES
28th National Sports Festival
for People with a Disability

